

令和3年度 公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画(案)の概要

I 公共用水域の水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、県下の公共用水域の水質の測定について、測定地点、測定項目及び測定方法など必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

3 測定機関

国土交通省近畿地方整備局(一級河川の大臣管理区間)、兵庫県、
神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市、伊丹市、相生市、赤穂市、
及び川西市(11市)

4 測定地点数等

水域	測定地点数		地点数 増減
	令和2年度	令和3年度(案)	
河川	環境基準設定 24 河川(39 水域) ほか 103 河川 238 地点	環境基準設定 24 河川(39 水域) ほか 102 河川 237 地点	-1
湖沼	1湖沼(1水域) 1地点	1湖沼(1水域) 1地点	±0
海域	5海域(26 水域) 92 地点	5海域(26 水域) 92 地点	±0

5 測定項目

一般項目		気温、水温、外観、臭気、透視度、透明度、流量
環境 基準 項目	生活環境項目 (12項目)	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
	健康項目 (27項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
	要監視項目 (32項目)	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロエチレン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、PFOS 及び PFOA

トリハロメタン生成能	クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルムの合計値
特殊項目	フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム
その他の項目	塩化物イオン、塩素量、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、 磷酸性磷、陰イオン界面活性剤、一般細菌、総硬度、蒸発残留物、電気伝導度、溶解性 COD、クロロフィル a、プランクトン、色度、濁度

6 測定回数

(1) 一般項目及び生活環境項目

ア 環境基準点及び重要な利水点

月 1 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析する（以下「通年調査」という。）。

イ その他の測定地点

年 4 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析する（以下「一般調査」という。）。

ウ 環境基準点及びこれに準ずる地点

水質の日間変動、水利用を考慮して、年間を通じ 1 日以上、各 1 日につき 2 時間間隔で 13 回採水分析する（以下「通日調査」という。）。

(2) 健康項目

年 1 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析するものとする。このうち 1 日以上は、原則として全項目について実施する。

7 採水時期等

区分	採水日	採水部位
河川	比較的晴天が続き、水質が安定している日	原則として流心とし、水面から水深の 2 割程度の深さ
湖沼	停滞期と循環期の両期及び水質が水利用に悪影響を及ぼす時期を含める。 比較的晴天が続き、水質が安定している日	循環期は表層 停滞期には深度別に多層
海域	大潮以外の日で風や雨の影響が少ない日	表層及び中層 必要に応じて底層でも採水

8 測定方法

環境基準項目	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)に掲げられた測定方法
特殊項目	「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)に掲げられた方法
要監視項目	「水質汚濁に係る人の健康の保護に係る環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成 11 年 3 月 12 日環水企第 89 号・環水管第 69 号・環水規第 79 号)に掲げる方法及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」(平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号)によることを原則とする。
上記以外の項目	日本産業規格、上水試験方法、海洋観測指針等、科学的に確立された測定方法による

9 緊急モニタリング

災害が発生した場合等で公共用水域への汚染が懸念される場合にあっては、緊急的に健康項目を中心に調査を実施する。測定地点については、影響が及ぶと想定される地点を適宜選定し、測定回数については、流達時間を考慮し、適宜定める。

II 公共用水域の測定地点及び測定項目等の変更（案）

1 測定地点の追加

該当なし

2 測定地点の廃止

該当なし

3 測定地点の変更

該当なし

4 測定地点のローリング

【河川：神戸市】

神戸市内都市河川：令和2年度7河川、令和3年度6河川で交互に実施

【海域：兵庫県】（健康項目）

山陰海岸東部西部：令和2年度3地点、令和3年度3地点で交互に実施

5 水域名称等の変更

該当なし

6 測定項目の変更

別添「公共用水域の測定地点、項目及び回数の変更について」参照

公共用水域の測定地点、項目及び回数の変更について(令和3年度)

測定機関	水域名	測定地点	項目	回数		変更の理由	
				変更前	変更後		
近畿地方整備局	猪名川上流(銀橋, 呉服橋, 軍行橋)、猪名川下流(2)(猪名川橋, 利倉)、猪名川下流(1)・中園橋、最明寺川・流末、内川・流末、駄六川・流末、加古川下流(板波橋, 大住橋, 上荘橋, 加古川橋, 相生橋)、東条川・古川橋、万願寺川・西脇橋、揖保川上流(宍粟橋, 龍野橋)、揖保川下流(王子橋, 本町橋)、円山川下流(上ノ郷橋, 立野大橋, 港大橋)、出石川・堀川橋		PFOS及びPFOA	0回	1回	令和2年5月28日付で「人の健康の保護に関する要監視項目」に追加されたPFOS及びPFOAについて、調査を実施する。	
	加古川下流	板波橋	ジクロロメタン	2回	4回	「国交省の測定計画の考え方(案)」(以下「考え方」という。)に基づき、過去10年間で基準値の1/2以下の検出例がある地点・項目は、次のとおりとする。 ○健康項目・基準地点は年4回 ○要監視項目は年2回 3年ローリングの調査年に該当するため。	
	揖保川上流	龍野橋	アンチモン	1回	2回		
	猪名川上流	銀橋	フェノブカルブ	0回	1回		
	猪名川下流(2)	利倉	1, 2-ジクロロプロパン	0回	1回		
			フェノブカルブ	0回	1回		
	猪名川上流	銀橋	モリブデン	2回	0回		過去10年間不検出のため、3年ローリングへ移行。
	猪名川上流	軍行橋	フタル酸ジエチルヘキシル	2回	1回		考え方に基づき、過去10年間で不検出の地点・項目は次のとおりとする。 ○健康項目・代表する地点および基準地点は年2回 利倉、宍粟橋 ○健康項目・一般地点は年0回 閭賀橋、真砂橋 ○要監視項目・代表する地点は年1回 軍行橋、上荘橋、加古川橋 ○要監視項目・基準地点及び一般地点は年0回 猪名川橋・中園橋、古川橋、西脇橋、真砂橋
			モリブデン	2回	1回		
	猪名川下流(2)	猪名川橋	モリブデン	2回	0回		
	猪名川下流(2)	利倉	テトラクロロエチレン	4回	2回		
	猪名川下流(1)	中園橋	モリブデン	2回	0回		
	加古川下流	上荘橋(国包)	モリブデン	2回	1回		
	加古川下流	加古川橋(池尻)	モリブデン	2回	1回		
	東条川	古川橋	溶解性マンガン	1回	0回		
	万願寺川	西脇橋	溶解性マンガン	1回	0回		
	揖保川上流	閭賀橋(曲里)	鉛	2回	0回		
揖保川上流	宍粟橋(山崎)	鉛	4回	2回			
林田川	真砂橋(構)	鉛	2回	0回			
		クロム	1回	0回			
兵庫県	河川調査の調査地点のうち環境基準点(15地点)、海域調査のCODに係る環境基準点(25地点)		PFOS及びPFOA	0回	4回	PFOS及びPFOAについて、兵庫県管轄の環境基準点において調査を実施する。	
	河川調査の調査地点のうち環境基準点を除く補助点(羽東川・神戸市量水観測地、法華山谷川・千鳥大橋、天川・日笠歩道橋、志筑川・志筑橋、樋野川・馬木橋、郡家川・上水源取水口、三原川・脇田橋、大日川・新山王橋を除く。)		生活環境項目	4回	1回	BODの10年(2010～2019年度)平均値がA類型基準値(2mg/L)以下であり、かつ、直近BOD値に上昇傾向がみられないため、調査頻度を見直す。	
	河川調査の調査地点のうち環境基準点(15地点)		VOC(ジクロロメタン等10物質)	4回又は6回	4回	環境基準点において、年6回測定している12地点において、過去10年間の測定値が環境基準値未満であるため、年4回(4,8,10,2月)測定とする。	
	河川調査の調査地点(環境基準点15地点及び補助点38地点)		全シアン及び六価クロム	基準点6回 補助点1回	基準点4回 補助点0回	過去10年間不検出である地点の調査頻度を見直す。	
	河川調査の調査地点(環境基準点のうち10地点及び補助点のうち15地点地点)		PCB	基準点2回 補助点1回	基準点1回 補助点0回	PCBは過去10年間不検出であり、今後新たな使用が禁止されているため、測定頻度を見直す。	
	山陰海岸 東部西部	豊岡市冠島沖、香美町無南垣沖、津居山港内	健康項目	0回	1回	隔年で調査を実施しており、西暦で奇数年に調査を実施している。	
	山陰海岸 東部西部	豊岡市津居山沖、豊岡市浜須井沖、新温泉町鬼門崎沖	健康項目	1回	0回	隔年で調査を実施しており、西暦で偶数年に調査を実施している。	
	河川調査(その他)	塩化物イオンの測定は、原則、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の測定頻度に合わせる。ただし、感潮域及び但馬県民局管内の環境基準点においては生活環境項目の採水頻度に合わせる。 陰イオン界面活性剤の測定について、結果が横ばいで推移している東播磨県民局(野添橋)、西播磨県民局(坂越橋)は測定頻度を年4回から年1回とし、但馬県民局管内の4地点は過去10年間不検出であるため、年1回の測定を取りやめる。					

神戸市	山田川	山田橋 → 亀ヶ坪橋	地点を上流側に変更	—	—	感潮域を避けるため上流側に変更する。
	天王谷川・雪御所公園東、荇藻川・八雲橋、千森川・流末、一の谷川・流末、塩屋谷川・流末、山田川・亀ヶ坪橋(計6河川)		(変更なし)	0回	4回	隔年で調査を実施しており、西暦で奇数年に調査を実施している。
	要玄寺川・琴田橋、天上川・天上川橋、天神川・辰巳下橋、石屋川・石屋川橋、高羽川・玉利橋、西郷川・流末、宇治川・山手幹線流上流(計7河川)			4回	0回	隔年で調査を実施しており、西暦で偶数年に調査を実施している。
	明石川・玉津大橋 明石川・上水源取水口		PFOS及びPFOA	0回	4回	PFOS及びPFOAについて、神戸市内の環境基準点・水道水源等において調査を実施する。明石川の2地点(玉津大橋及び上水源取水口)においては、環境省が令和2年1月に行った存在状況調査において暫定指針値(0.00005mg/L)を上回るPFOS及びPFOAが検出されたことを踏まえ、測定頻度を年4回(四季調査)とする。
	志染川・坂本橋、伊川・二越橋、布引水源池・水源池上流、福田川・福田橋、千苺水源池・取水塔前(表層)、兵庫運河・材木橋、神戸港・中央		PFOS及びPFOA	0回	1回	
	千苺水源池	取水塔前(表層)	溶解性鉄 溶解性マンガン	4回	0回	平成22年度から令和元年度の10年間の年平均値の推移を確認した結果、いずれの項目も水質汚濁防止法に定める排水基準(いずれも10mg/L)の100分の1以下の数値であり、横ばい又は減少傾向で推移している。このことから、今後濃度が急激に上昇する可能性は低いと判断したため、測定を休止する。
		COD、DO、全窒素、全燐、硝酸・亜硝酸性窒素、塩素量、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、磷酸化燐	3層(表層・中層の混合、中(6m)層、底層)	2層(表層・中層の混合、底層)	中下層及び底層の測定を開始した平成4年度以降の水質(COD、DO、全窒素、全燐)の推移を確認した結果、中下層と底層の水質はほぼ同傾向で推移しており、また、底層に特異的な傾向は見られなかった。これらのことから、表中層と底層を測定することにより海域の水質の状況を把握できると判断したため、3層での測定から2層での測定に変更する。	
		硝酸・亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、磷酸化燐	12回/年測定	4回/年測定	平成29年度から令和元年度の3年間の年平均値と年4回(5,8,11,2月)の平均値との間で相関分析を行った結果、両者の間に相関がみられた。また、大部分の項目で相関に有意性がみられたことから、当該項目について年4回の測定により概ね年間の水質の状況を把握できると判断したため、年12回の測定から年4回の測定に変更する。	
姫路市	市川上流	仁豊野橋	通日調査	流量:5回	0回	日間の水質変動について一定の状況把握が進んだことから、河川通日調査については当分の間は年間1河川3地点(令和元年度まで3河川計9地点)を目安に各河川のローリング調査を実施する。なお、令和3年度は船場川にて実施予定。(令和2年度は市川で実施。) [※pH等:pH、BOD、COD、DO、全窒素、全燐、塩化物イオン]
	市川下流	小川橋 工業用水取水点	通日調査	pH等:13回		
	船場川上流	保城橋	通日調査	0回	流量:5回	PFOS及びPFOAについて、姫路市内の環境基準点において調査を実施する。
	船場川下流	白鷺橋 加茂橋	通日調査	0回	pH等:13回	
		市川上流・仁豊野橋、市川下流・工業用水取水点、船場側上流・保城橋、船場側下流・加茂橋、夢前川上流・蒲田橋、夢前川下流・京見橋	PFOS及びPFOA	0回	1回/年測定	
		八家川・国道2号線バイパス下、大津茂川・大平橋	クロム	12回/年測定	2回/年測定	過去5年間、定量下限値付近で濃度上昇が懸念される状況にないため、他の測定地点と同頻度とする。
尼崎市	河川調査及び海域調査の全地点	河川 11地点 海域 3地点	PFOS及びPFOA	0回	1回/年測定	PFOS及びPFOAについて、尼崎市内の調査地点において調査を実施する。
西宮市	武庫川下流・甲武橋、夙川・夙川橋、東川・親水南公園、大阪湾(1)・甲子園浜、大阪湾(1)・香櫨園浜		PFOS及びPFOA	0回	1回/年測定	PFOS及びPFOAについて、西宮市内の河川(環境基準点及び過去の環境省調査で暫定指針値を上回った1地点)及び海域(親水性の高い2地点)において調査を実施する。
	船坂川	下田橋下流	全亜鉛・重金属類(7種) 特殊項目(4種)	重金属類等年4回 特殊項目年4回	重金属類等年2回 特殊項目年1回	過去の豪雨時に土砂流入があり、下流の水源池への影響を把握するため平成27年度から調査を強化していたが、特に異常がないため、他の補助測定点と同様の扱いとする。
加古川市	別府川	十五社橋	PFOS及びPFOA	0回	1回/年測定	PFOS及びPFOAについて、加古川市内の環境基準点において調査を実施する。
宝塚市	河川調査の全地点	①武庫川中流・百間樋 ②その他4地点	PFOS及びPFOA	0回	①2回/年 ②1回/年	PFOS及びPFOAについて、宝塚市内の調査地点において調査を実施する。(環境基準点は年2回。)
赤穂市	長谷川 加里屋川 大津川	上組橋 城南橋 船渡橋	健康項目 13→27	(変更なし)		左記地点の健康項目の有機塩素系化合物及び農薬等の調査頻度を平成18年度より2年に1回としているため。

※その他の修正

過去の変更点の修正漏れ対応

兵庫県:引原川(原橋)の鉛、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、ニッケル、銅、クロム、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、磷酸性燐、電気伝導率及び濁度の測定回数は、年1~4回を年0回に修正。(他の測定地点の測定項目及び頻度の誤記載。)

Ⅲ 地下水の水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、県下の地下水の水質測定について、測定地点、測定項目及び測定方法など必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間

3 測定機関

国土交通省近畿地方整備局、兵庫県

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市及び太子町（7 市 1 町）

4 調査の種類、調査の概要及び測定地点等

(1) 調査の種類

調査の種類	調査の概要
概況調査	地域の全体の地下水質の状況を把握するため実施する地下水の水質調査 地域の実情に応じ、年次計画を立てて計画的に実施する調査 測定地点は、地下水の汚染の状況を効率的に把握するため、県全域を 2km メッシュで区切り、この中から有害物質による地下水汚染の可能性の高いメッシュ、県下全域の概況を把握できるメッシュ、多数の地下水利用のあるメッシュを優先的に選定する。
継続監視調査	汚染地域について継続的に監視を行うための調査
汚染井戸 周辺地区調査	概況調査により新たに発見された、又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査。 必要に応じて、土壌汚染が判明した場合にも実施する。

(2) 測定地点数等

調査の種類	令和2年度	令和3年度	増 減
概況調査	95 メッシュ 97 地点	89 メッシュ 90 地点	－ 6 メッシュ － 7 地点
継続監視調査	63 地区 111 地点	63 地区 102 地点	－ 9 地点

(3) 緊急モニタリング調査

地震等の災害発生や土壌汚染事例の判明等で、地域での地下水汚染が懸念される場合にあつては、その地域での発生源の状況等に基づき、調査項目、地点を適宜定めて地下水のモニタリング調査を実施する。

5 測定項目

一般項目	気温、水温、外観、臭気、透視度
環境基準項目	健康項目 (28項目)
要監視項目 (25 項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
その他の項目	pH、電気伝導率、塩化物イオン、大腸菌群数、一般細菌
井戸の諸元項目	井戸の形式、使用目的、使用状況、ストレーナーの位置、地下水位、井戸深度など

6 測定回数 年 1 回以上

7 測定方法

環境基準項目	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）に掲げられた測定方法
要監視項目	「水質汚濁に係る人の健康の保護に係る環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成 11 年 3 月 12 日環水企第 89 号・環水管第 69 号・環水規第 79 号）に掲げる方法及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号）によることを原則とする。
環境基準及び通知に掲げられた項目以外の項目	日本産業規格、上水試験方法、海洋観測指針など、科学的に確立された測定方法による。

地下水の測定地点、項目及び回数の変更について(令和3年度)

測定機関	井戸番号	区分	内容	回数		変更の理由
				変更前	変更後	
近畿地方整備局	概況調査井戸	概況調査	PFOS及びPFOA	0回	1回	PFOS及びPFOAについて、概況調査地点において調査を実施する。
兵庫県	概況調査井戸(32地点)	概況調査	地点変更	—	—	県調査概況調査地点は3年ごとにローリング調査を実施しており、地点変更を行う。
神戸市	概況調査井戸	概況調査	PFOS及びPFOA	0回	1回	PFOS及びPFOAについて、神戸市内の概況調査地点において調査を実施する。
姫路市	概況調査井戸	概況調査	測定地点数の一時的な減少	—	—	例年15地点で概況調査を実施しているものの、令和2年度は8地点のみの調査となった。令和3年度は2年度未調査の7地点を対象とする。
	0989-55	継続監視	地点削除(砒素、pH)	1回	—	過去3年間、環境基準未達であり、飲用利用の実態がないため。なお、地区の汚染状況は、別井戸にて監視を継続する。
	1045-02	継続監視	測定頻度見直し(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、pH、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素)	2回	1回	過去3年間の調査結果において、濃度の季節変動が小さいことが判明したため。
尼崎市	概況調査井戸	概況調査	PFOS及びPFOA	0回	1回	PFOS及びPFOAについて、尼崎市内の概況調査地点において調査を実施する。
西宮市	0133-27 0143-25	概況調査	PFOS及びPFOA	0回	1回	PFOS及びPFOAについて、西宮市内の概況調査地点のうち優先的に2地点において調査を実施する。(今後はローリングにて実施予定。)
	0124-05 0133-27 0134-14 0143-25 0144-16 0154-02	概況調査	地点変更(0133-27、0143-25、0144-16の3地点は、継続監視から概況調査に区分変更)	—	—	概況調査はローリング調査を実施しており、過去に調査実績のある井戸において調査を行う。 ※左記の地点のうち、3地点(0133-27、0143-25、0144-16)は継続監視区分を概況調査区分に変更する。
	0133-36 0143-15 0154-19	継続監視	地点削除(砒素、ふっ素、VOC)	1回	0回	これまでの調査において、人為的要因に起因するVOCが環境基準値未達であり、砒素及びふっ素も自然由来であると考えられることから、継続監視を取りやめる。 なお、地区の汚染状況は、別井戸にて監視を継続する。
	0144-12	継続監視	地点追加(概況調査から継続監視)	—	—	令和元年度まで継続監視を実施し、環境基準値の超過はないため令和2年度計画は概況調査区分に変更した。しかし、当該地区の調査地点が1ヶ所に限られるため、基準超過は見られないが継続監視区分に戻す。
	0133-35	継続監視	ふっ素	1回	0回	過去10年、環境基準値未達のため、測定項目を減少する。
	0134-12 0143-12	継続監視	全マンガン	0回	1回	市域南部で近年、全マンガンの濃度上昇が見受けられることから、状況把握のため測定を実施する。
	0499-04	継続監視	ウラン	1回	0回	直近10年間、定量下限値未達が継続しているため。
	0642-01 0652-03 (0633-03)	概況調査	地点変更 2地点追加 (1地点廃止)	—	—	市内の状況把握を進めるため、地点を見直す。
0633-03 0633-05 0633-11	継続監視	砒素の監視地点を廃止	1回	0回	当該地区の自然由来による汚染範囲が概ね把握でき、飲用の実態もないため。	
	概況調査井戸	概況調査	PFOS及びPFOA	0回	1回	PFOS及びPFOAについて、加古川市内の概況調査地点において調査を実施する。
宝塚市	0174-08	概況調査	地点変更	—	—	概況調査はローリング調査を実施しており、調査対象井戸を変更する。
	0164-58 0174-08 0175-08	概況調査	PFOS及びPFOA	0回	1回	PFOS及びPFOAについて、宝塚市内の概況調査地点のうち3地点において調査を実施する。(今後はローリングにて実施予定。)